

【第11次中津市交通安全計画体系図】

第11次交通安全基本計画（中央交通安全対策会議）

第11次大分県交通安全計画  
（令和3年度から令和7年度までの5年間）

第11次中津市交通安全計画  
（令和3年度から令和7年度までの5年間）

道路交通事故のない社会を目指して

踏切事故のない社会を目指して

第10次中津市交通安全計画の目標  
① 交通事故死者数を2人以下（年間）  
② 交通事故負傷者数を500人以下（年間）

中津市目標（年間）  
① 交通事故死者数を2人以下  
② 交通事故重傷者数を12人以下

令和7年度までに  
全国目標（年間）  
① 交通事故死者数を2,000人以下  
② 交通事故重傷者数を22,000人以下  
大分県目標（年間）  
① 交通事故死者数を34人以下  
② 交通事故重傷者数を220人以下

踏切道における交通の安全についての目標  
踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止する。

道路交通事故の安全についての対策

踏切道における交通の安全についての対策

重視すべき6つの視点

- ① 高齢者及び子どもの安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③ 生活道路における安全確保
- ④ 先端技術の活用推進
- ⑤ 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
- ⑥ 地域が一体となった交通安全対策の推進

視点

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

4つの柱

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 3 踏切道の統廃合の促進
- 4 その他、踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

8つの柱（重点項目）

- 1 道路交通環境の整備**
  - ① 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
  - ② 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
  - ③ 幹線道路における交通安全対策の推進
  - ④ 交通安全施設等の整備事業の推進
  - ⑤ 高齢者等の移動手段の確保・充実
  - ⑥ 歩行空間のユニバーサルデザイン化
  - ⑦ 効果的な交通規制の推進
  - ⑧ 自転車利用環境の総合的整備
  - ⑨ 交通需要マネジメントの推進
  - ⑩ 災害に備えた道路交通環境の整備
  - ⑪ 総合的な駐車対策の推進
  - ⑫ 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
- 2 交通安全思想の普及徹底**
  - ① 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
  - ② 効果的な交通安全教育の推進
  - ③ 交通安全に関する普及啓発活動の推進
  - ④ 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
  - ⑤ 地域における交通安全活動への参加・協働の推進
- 3 安全運転の確保**
  - ① 運転者教育等の充実
  - ② 高齢運転者対策の充実
  - ③ 職域における安全運転管理の推進
  - ④ 道路交通に関連する道路情報の充実
- 4 車両の安全性の確保**
- 5 道路交通秩序の維持**
- 6 救助・救急活動の充実**
  - ① 救助・救急体制の整備
  - ② 救急医療体制の整備
  - ③ 救急関係機関の協力関係の確保等
- 7 被害者支援の充実と推進**
- 8 研究開発及び調査研究の充実**

参考

【交通安全対策基本法】

第十八条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

3 市町村交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。  
一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱  
二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

【中津市交通安全対策会議条例】

第1条 交通安全対策基本法第18条第1項の規定に基づき、中津市交通安全対策会議を設置する。

第2条 第1項 中津市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進する。